



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年8月27日金曜日 第2196号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	611
施術機関の指定.....	611
指定医療機関の廃止の届出.....	611
指定施術機関の廃止の届出.....	611
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	611
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	612
介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....	612
介護機関(特定福祉用具販売事業者)の指定.....	613
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	613
介護機関(特定介護予防福祉用具販売事業者)の指定.....	614
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	614
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	614
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	614
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	615
救急病院の名称の変更.....	615
県統計調査の実施.....	615
指定居宅サービス事業者の指定.....	615
指定居宅介護支援事業者の指定.....	615
指定介護予防サービス事業者の指定.....	616
指定居宅サービス事業の廃止.....	616
指定介護予防サービス事業の廃止.....	616
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	617
地籍調査の成果の認証.....	617
肥料登録有効期間の更新.....	617
漁業の許可又は起業の認可の申請期間(2件).....	617
公有水面埋立免許の出願.....	618
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	618
建設業者の許可の取消し.....	619
道路の供用開始(県道壬生川新居浜野田線).....	620
道路の区域変更(県道松山東部環状線).....	620
土地改良事業の工事完了の届出(2件).....	620
建設業者の許可の取消し.....	620
道路の区域変更(県道八幡浜保内線).....	620

公 告

地方税電子申告システム用機器の借入れ.....	621
技能検定の合格者.....	622

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第964号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療

○愛媛県告示第968号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関(指定訪問看護事業者等)を次のように指定した。

機関を次のように指定した。

平成22年8月27日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
丹こどもクリニック	医療法人丹こどもクリニック	今治市末広町三丁目4番地12	平成22年7月1日

○愛媛県告示第965号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成22年8月27日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
ヘルプサービス爾	森島春義	伊予郡松前町北黒田613-15	平成22年7月1日

○愛媛県告示第966号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年8月27日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
伊予市国民健康保険直営佐礼谷診療所	伊予市長	伊予市中山町佐礼谷甲81番地1	平成22年3月31日
吉岡英歯科	吉岡英敏	喜多郡内子町内子1905	平成22年5月25日

○愛媛県告示第967号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年8月27日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
あい・あすか治療院	田窪哲郎	今治市常盤町七丁目5-37	平成21年4月30日

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
訪問看護ステーションれもん	松山市東長戸三丁目4番27号	有限会社リハビリステーションみかん	伊予郡松前町大字筒井362-16	平成22年7月1日

○愛媛県告示第969号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	グループホーム紅葉の里・おた	喜多郡内子町本川2424番19	平成22年4月1日
医療法人うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	平成22年5月1日
櫻木康晴	伊予郡松前町神崎69	北伊予緩和ケアクリニック	伊予郡松前町神崎69	平成22年5月1日
社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	ヘルパーステーション光風館	西条市西田字流下甲396番地2	平成22年7月1日
株式会社ハッピースマイル	今治市山方町一丁目甲1447	ダスキンヘルスレント愛媛東ステーション	今治市小泉5-12-22	平成22年7月1日
有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551番地1	短期入所生活介護虹の森	北宇和郡松野町大字松丸552番地	平成22年7月21日
株式会社虹色のクローバー	東温市志津川718番地1	訪問介護ステーション虹色	新居浜市本郷1-7-40	平成22年7月22日
株式会社エンゼル	伊予市双海町上灘甲5350番地10	エンゼル薬局上灘店	伊予市双海町上灘甲5350番地10	平成22年7月23日
有限会社せいどう	八幡浜市384番地	いろは薬局大黒町店	八幡浜市大黒町1526-4	平成22年8月3日
合同会社安用	西条市石延108番地1	もも	西条市石延108番地1	平成22年8月4日

○愛媛県告示第970号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
合同会社安用	西条市石延108番地1	もも	西条市石延108番地1	平成22年8月4日

○愛媛県告示第971号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ハッピースマイル	今治市山方町一丁目甲1447	ダスキンヘルスレント愛媛東ステーション	今治市小泉5-12-22	平成22年7月1日

○愛媛県告示第972号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	グループホーム紅葉の里・おだ	喜多郡内子町本川2424番19	平成22年4月1日
医療法人うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	平成22年5月1日
櫻木康晴	伊予郡松前町神崎69	北伊予緩和ケアクリニック	伊予郡松前町神崎69	平成22年5月1日
社会福祉法人聖風会	西条市氷見字上寺丙195番地	ヘルパーステーション光風館	西条市西田字流下甲396番地2	平成22年7月1日
株式会社ハッピースマイル	今治市山方町一丁目甲1447	ダスキンヘルスレント愛媛東ステーション	今治市小泉5-12-22	平成22年7月1日
有限会社レインボープラス	北宇和郡松野町大字松丸551番地1	短期入所生活介護虹の森	北宇和郡松野町大字松丸552番地	平成22年7月21日
株式会社虹色のクローバー	東温市志津川718番地1	訪問介護ステーション虹色	新居浜市本郷1-7-40	平成22年7月22日
株式会社エンゼル	伊予市双海町上灘甲5350番地10	エンゼル薬局上灘店	伊予市双海町上灘甲5350番地10	平成22年7月23日
有限会社せいどう	八幡浜市384番地	いろは薬局大黒町店	八幡浜市大黒町1526-4	平成22年8月3日
合同会社安用	西条市石延108番地1	もも	西条市石延108番地1	平成22年8月4日
社会福祉法人内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	内子町老人デイサービスセンター	喜多郡内子町五十崎甲945番地3	平成22年3月17日
社会福祉法人内子町社会福祉協議会	喜多郡内子町内子1515番地	内子町社会福祉協議会訪問介護事業所	喜多郡内子町平岡甲168番地	平成22年3月23日
社会福祉法人風早偕楽園	松山市下難波乙145番地34	指定通所介護事業所デイサービスセンター菊仙荘	今治市菊間町種3560番地5	平成22年4月1日
社会福祉法人風早偕楽園	松山市下難波乙145番地34	指定短期入所生活介護事業所菊仙荘	今治市菊間町種3560番地5	平成22年4月1日
社会福祉法人回生会	西条市飯岡3383番地	指定通所介護事業所デイサービスセンター福武荘	西条市飯岡3406番地	平成22年8月2日

○愛媛県告示第973号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社ハッピースマイル	今治市山方町一丁目甲1447	ダスキンヘルスレント愛媛東ステーション	今治市小泉5-12-22	平成22年7月1日

○愛媛県告示第974号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称及び居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 医療法人愛媛インプラントクリニックかまくら歯科	伊予郡松前町鶴吉806番地	（変更後） 愛媛インプラントクリニックかまくら歯科	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成22年2月9日
（変更前） 医療法人かまくら歯科クリニック		（変更前） かまくら歯科クリニック		

○愛媛県告示第975号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称及び介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 医療法人愛媛インプラントクリニックかまくら歯科	伊予郡松前町鶴吉806番地	（変更後） 愛媛インプラントクリニックかまくら歯科	伊予郡松前町鶴吉806番地	平成22年2月9日
（変更前） 医療法人かまくら歯科クリニック		（変更前） かまくら歯科クリニック		

○愛媛県告示第976号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
伊予市	伊予市米湊820番地	伊予市国民健康保険直営佐礼谷診療所	伊予市中山町佐礼谷甲816番地1	平成22年3月31日
医療法人広仁会	八幡浜市1280番地の9	ひろせ訪問看護ステーション	八幡浜市1280番地の9	平成22年3月31日
宇都宮 慎	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	平成22年4月30日

○愛媛県告示第977号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
伊予市	伊予市米湊820番地	伊予市国民健康保険直営佐礼谷診療所	伊予市中山町佐礼谷甲816番地1	平成22年 3月31日
医療法人広仁会	八幡浜市1280番地の9	ひろせ訪問看護ステーション	八幡浜市1280番地の9	平成22年 3月31日
宇都宮 慎	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	うつのみや内科	上浮穴郡久万高原町久万206番地5	平成22年 4月30日

○愛媛県告示第978号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院から、次のとおり名称の変更の届出があった。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名称		所在地	開設者名
変更前	変更後		
真泉会第一病院	今治第一病院	今治市宮下町一丁目1番21号	社会医療法人真泉会

○愛媛県告示第979号

平成22年度健康資源・環境整備状況調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 調査の目的

事業所及び飲食店が取り組んでいる健康づくり関連項目について調査することにより、県民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料とする。

2 調査対象の範囲

- (1) 事業所：従業員50人以上の民営事業所
- (2) 飲食店：愛媛県料飲業生活衛生同業組合加盟店舗

3 報告を求める事項

- (1) 事業所（業種・規模、健診等に関すること、喫煙対策等）
- (2) 飲食店（経営形態、メニューに関すること、喫煙対策等）

4 報告を求める事項の基準となる期日

平成22年10月1日

5 報告を求める者

2に記載した全事業所及び全店舗

6 報告を求めるために用いる方法

委託業者の調査員による訪問調査及び調査票による自計方式

7 報告を求める期間

平成22年 9月1日から平成23年 3月31日まで

○愛媛県告示第980号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社リハビリステーションみかん	訪問看護ステーションれもん	伊予郡松前町大字筒井362-16	平成22年 7月1日	訪問看護

○愛媛県告示第981号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社こもだ	居宅介護支援事業所こもだ	愛媛県松山市姫原一丁目8番33号	平成22年7月1日	居宅介護支援
株式会社ひなた	居宅介護支援事業所ひなた	愛媛県松山市道後町1丁目4番31号野本ビル203号	平成22年7月1日	居宅介護支援
株式会社共生れんげの会	れんげ共生居宅介護支援事業所	愛媛県西予市宇和町山田814番地	平成22年7月1日	居宅介護支援

○愛媛県告示第982号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成22年8月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人十全会	訪問看護ステーションれんげの会	愛媛県新居浜市角野新田町1丁目1番28号	平成22年7月1日	介護予防訪問看護
特定非営利活動法人倫理生活指導センター	高齢者福祉実践センター	愛媛県新居浜市長岩町2番46号	平成22年7月1日	介護予防訪問介護
有限会社リハビリステーションみかん	訪問看護ステーションれもん	伊予郡松前町大字筒井362-16	平成22年7月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第983号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成22年8月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア愛媛株式会社	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目8番5号マルマビル1階	平成22年6月30日	訪問入浴介護
株式会社ジェイコム	ヘルパーステーションまなべ	愛媛県西条市氷見丙477番地	平成22年6月30日	訪問介護
医療法人樋野クリニック	ジョイフルケア	愛媛県松山市萱町一丁目5番6号	平成22年7月14日	訪問介護

○愛媛県告示第984号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成22年8月27日

愛媛県知事 加戸守行

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人樋野クリニック	ジョイフルケア	愛媛県松山市萱町一丁目5番6号	平成22年7月14日	介護予防訪問介護
セントケア愛媛株式会社	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目8番5号マルマビル1階	平成22年6月30日	介護予防訪問入浴介護
株式会社ジェイコム	ヘルパーステーションまなべ	愛媛県西条市氷見丙477番地	平成22年6月30日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第985号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更しようとする事項, 変更前, 変更後, 変更する年月日, 届出年月日. Content includes details for ドラッグコスモス川之江店・ドッポ川之江店.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第986号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

Table with 4 columns: 実施者, 地域, 調査期間, 成果の名称. Content includes 宇和島市, 津島町下畑地の一部, 平成20年度から平成21年度まで, 宇和島市の地籍図及び地籍簿.

2 認証年月日

平成22年 8月27日

○愛媛県告示第987号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 7 columns: 登録有効期限, 登録番号, 肥料の種類, 肥料の名称, 保証成分量(%), その他の規格, 生産業者の氏名又は名称及び住所. Content includes registration details for 混合石灰肥料.

Table with 6 columns: 合石灰 20, 苦土 10.0, 最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり, 地2.

○愛媛県告示第988号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年 8月27日から 9月9日まで

○愛媛県告示第989号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成22年 8月27日から 9月 9日まで

○愛媛県告示第990号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、東予地方局今治土木事務所及び今治市役所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 菅 良二

今治市大三島町宮浦5714番3

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市波方町字石持甲1571番4から同甲1609番9までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と1点を結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D.L.+3.29メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市波方町大字波方字石持乙482番地の1、国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10秒0472、東経132度57分29秒8545の地点

1点は、基点から真北86度00分15秒502.71メートルの地点

2点は、1点から真北95度37分40秒5.30メートルの地点

3点は、2点から真北128度20分08秒4.00メートルの地点

4点は、3点から真北218度20分08秒5.30メートルの地点

5点は、4点から真北128度20分08秒58.08メートルの地点

6点は、5点から真北38度20分08秒1.30メートルの地点

7点は、6点から真北128度20分08秒66.66メートルの地点

8点は、7点から真北218度20分08秒1.30メートルの地点

9点は、8点から真北128度20分08秒48.40メートルの地点

10点は、9点から真北38度20分08秒5.30メートルの地点

11点は、10点から真北128度20分08秒5.26メートルの地点

12点は、11点から真北195度51分13秒5.26メートルの地点

13点は、12点から真北285度51分13秒5.30メートルの地点

14点は、13点から真北195度51分13秒14.52メートルの地点

15点は、14点から真北105度51分13秒5.30メートルの地点

16点は、15点から真北195度51分13秒17.93メートルの地点

ウ 面積

8,746.46平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市波方町字石持甲1571番4から同甲1609番9までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からJ点までを順次直線で結んだ線及びJ点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市波方町大字波方字石持乙482番地の1、国土地理院「長泉寺」四等三角点）は、北緯34度07分10秒0472、東経132度57分29秒8545の地点

A点は、基点から真北98度36分32秒468.73メートルの地点

B点は、A点から真北31度37分22秒52.12メートルの地点

C点は、B点から真北5度37分22秒84.71メートルの地点

D点は、C点から真北301度33分09秒13.92メートルの地点

E点は、D点から真北38度20分07秒118.40メートルの地点

F点は、E点から真北128度20分07秒290.00メートルの地点

G点は、F点から真北218度20分07秒205.14メートルの地点

H点は、G点から真北308度23分24秒73.99メートルの地点

I点は、H点から真北317度34分34秒7.76メートルの地点

J点は、I点から真北306度59分40秒91.59メートルの地点

ウ 面積

56,794.36平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地 約8,610平方メートル

道路用地 約 70平方メートル

水路用地 約 70平方メートル

合 計 約8,750平方メートル

4 出願年月日

平成22年 8月17日

○愛媛県告示第991号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、西予市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

埋立区域1

西予市三瓶町垣生字サルカクボ甲48番1から同字家ノ前甲107番1に至る地先公有水面

(2) 区域

埋立区域1

次の1点から50点までを順次直線で結んだ線並びに50点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C.D.L.+2.30メートル）における公有水面と陸との境界線により囲まれた区域

基点（西予市三瓶町垣生字平畑下甲28番4地先護岸上に設置された金属鉾）は北緯33度22分48秒、東経132度24分36秒の地点

1点は、基点から真北15度07分11秒62.96メートルの地点

2 点は、1 点から真北103度13分33秒0 90メートルの地点
 3 点は、2 点から真北12度07分24秒28 .72メートルの地点
 4 点は、3 点から真北12度13分36秒5 94メートルの地点
 5 点は、4 点から真北14度21分01秒4 99メートルの地点
 6 点は、5 点から真北15度04分52秒5 .00メートルの地点
 7 点は、6 点から真北15度26分24秒4 99メートルの地点
 8 点は、7 点から真北15度48分24秒5 .00メートルの地点
 9 点は、8 点から真北16度09分05秒5 .00メートルの地点
 10 点は、9 点から真北15度53分30秒1 31メートルの地点
 11 点は、10 点から真北105度43分39秒2 27メートルの地点
 12 点は、11 点から真北17度10分00秒4 52メートルの地点
 13 点は、12 点から真北286度51分04秒2 31メートルの地点
 14 点は、13 点から真北16度55分51秒4 99メートルの地点
 15 点は、14 点から真北17度17分23秒4 99メートルの地点
 16 点は、15 点から真北17度38分15秒5 .00メートルの地点
 17 点は、16 点から真北18度00分00秒4 99メートルの地点
 18 点は、17 点から真北18度21分31秒5 .00メートルの地点
 19 点は、18 点から真北18度42分11秒4 99メートルの地点
 20 点は、19 点から真北19度04分21秒5 .00メートルの地点
 21 点は、20 点から真北19度18分37秒2 .13メートルの地点
 22 点は、21 点から真北19度24分16秒29 92メートルの地点
 23 点は、22 点から真北19度28分29秒5 .00メートルの地点
 24 点は、23 点から真北19度21分19秒4 99メートルの地点
 25 点は、24 点から真北18度51分18秒5 .00メートルの地点
 26 点は、25 点から真北18度11分18秒5 .00メートルの地点
 27 点は、26 点から真北16度58分40秒4 99メートルの地点
 28 点は、27 点から真北15度38分13秒5 .00メートルの地点
 29 点は、28 点から真北13度48分50秒5 .00メートルの地点

30 点は、29 点から真北11度40分34秒5 .00メートルの地点
 31 点は、30 点から真北 9 度36分15秒2 .05メートルの地点
 32 点は、31 点から真北96度46分34秒1 .71メートルの地点
 33 点は、32 点から真北 9 度26分00秒3 91メートルの地点
 34 点は、33 点から真北278度46分50秒1 .76メートルの地点
 35 点は、34 点から真北 6 度35分07秒5 80メートルの地点
 36 点は、35 点から真北 3 度59分24秒5 .00メートルの地点
 37 点は、36 点から真北 1 度42分27秒5 .00メートルの地点
 38 点は、37 点から真北359度27分00秒5 .00メートルの地点
 39 点は、38 点から真北357度10分49秒5 .00メートルの地点
 40 点は、39 点から真北354度54分22秒5 .00メートルの地点
 41 点は、40 点から真北352度38分05秒5 .00メートルの地点
 42 点は、41 点から真北350度21分51秒5 .00メートルの地点
 43 点は、42 点から真北348度08分31秒3 26メートルの地点
 44 点は、43 点から真北72度31分27秒3 .73メートルの地点
 45 点は、44 点から真北342度13分30秒24 .02メートルの地点
 46 点は、45 点から真北343度36分09秒5 .01メートルの地点
 47 点は、46 点から真北252度18分58秒5 30メートルの地点
 48 点は、47 点から真北334度20分32秒4 99メートルの地点
 49 点は、48 点から真北333度18分24秒4 99メートルの地点
 50 点は、49 点から真北332度07分09秒2 53メートルの地点

(3) 面積

埋立区域 1
 2,538.11平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成17年 9月 2日 愛媛県指令17港第271号

4 しゅん功認可年月日

平成22年 8月27日

○愛媛県告示第992号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-17)第4183号	平成17年7月12日	(株)斎藤建設	伊藤 庄二	西条市禎瑞982	平成22年7月1日	土木事業、建築事業	建設業の廃止
(般-17)第15788号	平成17年8月3日	(有)寿	伊藤 幸子	四国中央市村松町491	平成22年7月2日	土木事業	建設業の廃止(一部)
(般-18)第9141号	平成18年7月7日	(株)篠原産業	篠原 正志	新居浜市多喜浜 6-1-35	平成22年7月5日	管工事業、鋼構造物工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止
(特-19)第15200号	平成19年12月4日	住重試験検査(株)	高尾 美好	西条市今在家1501	平成22年7月9日	機械器具設置工事業	建設業の廃止(一部)
(般・特-18)第173号	平成18年8月15日	一色建設(株)	一色 昭男	西条市飯岡3205	平成22年7月20日	土木事業、建築事業 造園工事業	建設業の廃止
(般-17)第5422号	平成17年8月8日	高橋電気	高橋 至	新居浜市新須賀町 3-3-26	平成22年7月20日	電気工事業	建設業の廃止
(般-21)第8648号	平成22年2月8日	服部建工(株)	黒河 久弘	西条市神拝甲233	平成22年7月21日	建築工事業	建設業の廃止
(般-18)第12552号	平成19年2月14日	(有)国田組	高橋 保	新居浜市中村松木 2-7-52	平成22年7月27日	土木事業	建設業の廃止
(般-19)第10681号	平成19年11月7日	来島建設(有)	二宮 章泰	今治市中日吉町 2-2-30	平成22年7月29日	土木事業 とび・土工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市樋之口宇鳥谷6番3	平成22年 8月27日

○愛媛県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市鴨川二丁目643番25から 同市鴨川二丁目643番28まで	旧	メートル 21.9~22.0	キロメートル 0.073	
			新	13.9~22.0	0.073	

○愛媛県告示第995号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、瀬戸町土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 8月27日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	塩成北地区	平成19年 3月 1日

○愛媛県告示第996号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、伊方町から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 8月27日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	小島東地区	平成19年11月30日

○愛媛県告示第997号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年 月 日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-19)第1678号	平成19年 10月11日	大洋建設(株)	石山 直樹	大洲市八多喜町甲1356-5	平成22年 7月5日	土木工事業	建設業の廃止
(般-17)第12197号	平成18年 3月 1日	(有)道野建設	萬願寺 清	大洲市肱川町宇和川105	平成22年 7月9日	土木工事業	建設業の廃止
(般-17)第5403号	平成17年 7月28日	(有)藤田電器店	藤田 順一	宇和島市丸之内5-8-4	平成22年 7月16日	電気工事業	建設業の廃止
(般・特-18)第382号	平成18年 6月 1日	西南建設(株)	松田 和也	宇和島市津島町岩松甲572-1	平成22年 7月22日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第998号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	八幡浜保内線	八幡浜市向灘2305番2地先から 同市向灘2308番1地先まで	旧	メートル 54~43.8	キロメートル 0.084	
			新	54~28.5	0.084	
"	"	八幡浜市向灘2308番2地先から 同市向灘2340番5地先まで	旧	7.0~8.0 33.0~35.2	0.039 0.032	
			新	26.9~27.8	0.032	
"	"	八幡浜市向灘2340番1地先から 同市向灘2350番地先まで	旧	14.3~21.8 27.0~31.5	0.063 0.051	
			新	27.0~31.5	0.051	
"	"	八幡浜市向灘2351番4地先から 同市向灘2453番地先まで	旧	6.4~13.0 5.5~6.8 31.5~39.0	0.059 0.046 0.040	
			新	31.5~39.0	0.040	
"	"	八幡浜市向灘2453番地先から 同市向灘2454番地先まで	旧	9.4~16.0 35.1~51.8	0.037 0.038	
			新	31.0~41.2	0.038	
"	"	八幡浜市向灘2452番3地先から 同市向灘2476番地先まで	旧	35.0~68.0	0.162	
			新	25.4~38.2	0.162	
"	"	八幡浜市向灘2476番地先から 同市保内町川之石10番耕地108番1地先まで	旧	1.0~6.1	0.489	
			新	0	0	一部廃止

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
地方税電子申告システム用機器の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
地方税電子申告システム用機器一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、保守一式、搬入、設置、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び入札仕様書による。
- (4) 借入期間
平成23年3月1日から平成28年2月29日まで
- (5) 借入場所
入札仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体において、本入札案件又は類似したシステムの調達及び構築の実績があること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 営業種別「その他」営業種目「レンタル・リース」又は営業種別「文具・事務用機器類」営業種目「事務機器」について、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達契約締結希望」の登録をしている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局税務課オンライン管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2205

- (2) 入札書の受領期限
平成22年10月 8日(金) 午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
平成22年 8月27日(金) から 9月10日(金) までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。以下同じ。)に(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成22年10月 8日(金) 午前10時
愛媛県庁第二別館 5階第 2会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、平成22年 8月27日(金) から 9月10日(金) までの執務時間中に入札説明書に定める入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、知事から申請書の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer equipment and related services for Electronic Filing Tax Return System , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 A.M . , 8 October 2010
- (3) For further information , please contact: Tax Online Management Section , Tax Affairs Division , Administration Subdepartment , General Affairs Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
tel 089 912 2205

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき平成22年 7月 4日から 8月 8日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成22年 8月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

造園(造園工事作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 4	A 甲 6	A 甲 8	A 甲 9	C 1

鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1	B 2

機械加工(普通旋盤作業)

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 14	A 甲 15
A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 19	A 甲 20	A 甲 23
A 甲 24	A 甲 25	B 1	D 1	D 2	D 3
D 4					

機械加工（数値制御旋盤作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号
D 1	D 2

機械加工（フライス盤作業）

3級

受 検 番 号
A甲 1

機械加工（マシニングセンタ作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 7	A甲 2 C 1	A甲 3 C 2	A甲 4 C 3	A甲 5 C 4	A甲 6

機械保全（機械系保全作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 7 A甲 14 A甲 20 A甲 26 A甲 32 A甲 40 A甲 46 A甲 52 A甲 60 A甲 66 A甲 72 A甲 78 A甲 84	A甲 2 A甲 9 A甲 15 A甲 21 A甲 27 A甲 33 A甲 41 A甲 47 A甲 53 A甲 61 A甲 67 A甲 73 A甲 79 B 1	A甲 3 A甲 10 A甲 16 A甲 22 A甲 28 A甲 35 A甲 42 A甲 48 A甲 54 A甲 62 A甲 68 A甲 74 A甲 80	A甲 4 A甲 11 A甲 17 A甲 23 A甲 29 A甲 36 A甲 43 A甲 49 A甲 55 A甲 63 A甲 69 A甲 75 A甲 81	A甲 5 A甲 12 A甲 18 A甲 24 A甲 30 A甲 37 A甲 44 A甲 50 A甲 56 A甲 64 A甲 70 A甲 76 A甲 82	A甲 6 A甲 13 A甲 19 A甲 25 A甲 31 A甲 39 A甲 45 A甲 51 A甲 59 A甲 65 A甲 71 A甲 77 A甲 83

機械保全（電気系保全作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 9	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 7	A甲 8

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1 A甲 7 A甲 13	A甲 2 A甲 8 A甲 14	A甲 3 A甲 9 A甲 15	A甲 4 A甲 10 A甲 16	A甲 5 A甲 11 A甲 17	A甲 6 A甲 12 A甲 18

A 甲 19					
--------	--	--	--	--	--

左官（左官作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 14
A 甲 15	A 甲 16	B 1	B 2		